

東京共同法律事務所講演会

## 秘密保護法は一切の情報を隠すこと 奴隷ではなく主権者として反対しよう

2014年6月4日 東京共同法律事務所が講演会を開きました。

東京共同事務所が6月4日、東京都千代田区の主婦会館プラザエフを会場に「安倍政権下の人権・憲法を考える」講演会が開かれ、130名以上が参加。全自交からも積極的に参加しました。

小川隆太郎弁護士が司会を務め、最初に宮里邦雄弁護士が「アベノミクスと労働法制の規制緩和」と題する講演を行いました。講演では労働法規制必要を解説しながら、民主党政権時代の派遣法改正・労働契約法改正の内容に対し安倍内閣が攻撃を強め、成長戦略に労働法制の規制緩和を位置付けながら、労働時間規制と雇用規制の緩和を狙っている事に警鐘を鳴らしました。また「女性の活用を掲げながら長時間労働を可能にする政策は矛盾している」と批判しました。

続いて、海渡弁護士が「集団的自衛権と秘密保護法」と題する講演を行い、憲法は国家権力の恣意的な行使から国民・市民の基本的な人権を守るために存在しており、「国家のクビに懸けられた輓（くびき）」であることを説明し、安倍政権が立憲主義を否定し憲法改正に進もうとしていることを批判しました。集団的自衛権とは売られていないケンカを買うことであり、ベトナム戦争等、歴史的にも大国が集団的自衛権の名の下に侵略戦争を行ってきた事実を示しました。また、福島原発事故の情報隠しが被害を拡大した事を伝え、秘密保護法で一切の情報が隠される危険を訴えるとともに、「戦争はウソから始まり、戦争遂行に不都合な情報は国民から遮断される」と述べ、奴隷ではなく主権者として反対運動を強めようと参加者に訴えました。